

津市消防本部応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

平成18年1月1日消防本部訓第49号

改正 平成24年3月16日消防本部訓第3号

(目的)

第1条 この要綱は、津市消防本部（以下「本部」という。）が行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の実施方法及び応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

(普及啓発活動)

第2条 消防長は、管内の人口、救急事象等を考慮して、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備等を図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当の普及啓発活動を推進するに当たっては、住民に対する応急手当に関する普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成についても併せて行うものとする。

(応急手当の項目)

第3条 住民に対する応急手当に関する普及講習の項目については、応急手当の必要性（心停止の予防等の必要性を含む。）、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心臓停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

(普及講習の種類)

第4条 住民に対する普及講習は、次に掲げるものとし、当該講習のカリキュラム、講習時間等については別表第1、別表第1の2、別表第1の3及び別表第2のとおりとする。

講習の種別	項目
普通救命講習	I 心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法
	II 心肺蘇生法（主に成人を対象）、大出血時の止血法 （注）受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III 心肺蘇生法（主に乳児及び新生児を対象）、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児及び新生児を対象）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

2 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については、別表第3のとおりとする。

（普及講習の受講申請）

第5条 前条の普及講習を受講しようとする者（以下「受講者」という。）は、救命講習受講申請書（第1号様式）又は救命入門コース受講申請書（第1号様式の2）により申請するものとする。なお、再講習を受講しようとする者にあっても同様とする。

（救命講習修了証等の交付及び記録）

第6条 消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、普通救命講習修了証（第2号様式（その1）、第2号様式（その2）又は第2号様式（その3））を、上級救命講習を修了した者に対しては上級救命講習修了証（第3号様式）を交付するものとする。

2 消防長は、応急手当普及員から申請があった場合、当該応急手当普及員が指導する普通救命講習を修了した者に対し、修了証（第2号様式の2（その1）、第2号様式の2（その2）又は第2号様式の2（その3））を交付するものとする。

3 消防長は、前2項の修了証を交付したときは、普通救命講習修了者名簿（第4号様式（その1）、第4号様式（その2）又は第4号様式（その3））若しくは上級救命講習修了者名簿（第5号様式）に交付を受けた者の氏名及び交付年月日等を記録するものとする。なお、再講習を受講した場合も同様に記録するものとする。

4 消防長は、応急手当指導員や応急手当普及員が指導する救命入門コースに参加した者に対し、申請があれば参加証（第6号様式）を交付することができるものとする。

（普及講習等の講師）

第7条 消防本部又は消防署が行う普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コースの講師は、応急手当指導員が行うものとする。

（応急手当指導員の認定）

第8条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者を応急手当指導員として認定する。

(1) 次に掲げるア又はイに該当する者で別表第4に定める応急手当指導員講習Ⅰを修了した者

ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者

イ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者

(2) 前号以外の消防職員（応急手当の普及業務に関し、消防職員と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める消防団員を含む。）又は消防職員であった者で別表第5に定める応急手当指導員講習Ⅱを修了した者

(3) 応急手当普及員の資格を有する者で別表第6に定める応急手当指導員講習Ⅲを修了した者

(4) 応急手当の普及業務に関し、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者

2 消防長は、津市消防職員以外の者に応急手当指導員講習を実施したときは、当該講習を修了した者（この項において「修了者」という。）が所属する消防本部（当該修了者が消防職員以外の者であるときは、当該修了者の住所を管轄する消防本部）の消防長に対して、当該講習を修了した旨を記載した認定通知書（第7号様式）を送付するものとする。

3 消防長は、本市以外の消防本部の消防長から前項の通知を受けた場合は、応急手当指導員認定証所持者名簿（第8号様式）に記載しておくものとする。

（応急手当指導員講習の講師）

第9条 応急手当指導員講習の講師については、医師、看護師、救急救命士又は応急手当指導員の資格を有する者で応急手当の指導に関して高度な技能と十分な経験を有するものを充てるものとする。

（応急手当指導員講習の受講申請）

第10条 応急手当指導員講習を受講しようとする者は、応急手当指導員講習

受講申請書（第9号様式）により申請するものとする。

（応急手当指導員の認定申請）

第11条 第8条第1項第4号に規定する者で応急手当指導員として認定を受けようとするものは、応急手当指導員・応急手当普及員認定証交付申請書（第10号様式）により申請するものとする。

（応急手当指導員の認定証の交付）

第12条 消防長は、応急手当指導員として認定したときは、応急手当指導員名簿（第11号様式）に登録し、応急手当指導員認定証（第12号様式（その1）又は第12号様式（その2））を交付するものとする。

（応急手当指導員の資格の有効期限）

第13条 応急手当指導員の認定（第8条第1項第4号に規定する者を除く。）については、資格の認定日から3年（資格の認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年）で失効するものとする。ただし、失効する前に別表第7に定める応急手当指導員再講習を受講した者については、引き続き3年間有効とし、それ以降も同様とする。

（応急手当指導員再講習受講申請等）

第14条 応急手当指導員再講習を受講しようとする者は、応急手当指導員・応急手当普及員再講習受講申請書（第13号様式）により申請するものとする。

2 消防長は、前項の再講習を受講した者について、必要な事項を応急手当指導員名簿に記録しておくものとする。

（応急手当普及員の職務）

第15条 応急手当普及員は、事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して、普通救命講習を行うものとする。

（応急手当普及員の養成等）

第16条 応急手当普及員の養成は、本部が行うものとし、応急手当普及員講習の講師については、第9条の規定を準用する。

（応急手当普及員の認定）

第17条 消防長は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから適任と認められる者を応急手当普及員として認定する。

(1) 別表第8に定める応急手当普及員講習Ⅰを修了した者

(2) 次に掲げるアからウに該当する者で別表第9に定める応急手当普及員講習Ⅱを修了した者

- ア 救急救命士又は救急隊員の資格を有する者
 - イ 消防機関在職中に応急手当指導員の資格を有していた者
 - ウ 消防機関在職中に救急隊員の資格を有していた者
- (3) 応急手当の普及業務に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると消防長が認める者
- (応急手当普及員講習の受講申請)

第18条 応急手当普及員講習を受講しようとする者は、応急手当普及員講習受講申請書（第14号様式）により申請するものとする。

(応急手当普及員の認定申請)

第19条 第17条第3号に規定する者で応急手当普及員として認定を受けようとする者は、応急手当指導員・応急手当普及員認定証交付申請書（第10号様式）により申請するものとする。

(応急手当普及員の認定証の交付)

第20条 消防長は、応急手当普及員として認定したときは、応急手当普及員名簿（第15号様式）に登録し、応急手当普及員認定証（第16号様式）を交付するものとする。

(応急手当普及員の資格の有効期限)

第21条 応急手当普及員の認定（第17条第3号に規定する者を除く。）については、資格の認定日から3年（資格の認定時に消防機関に在職していた者については、消防機関を退職した日から3年）で失効するものとする。ただし、失効する前に別表第10に定める応急手当普及員再講習を受講した者については、引き続き3年間有効とし、それ以降も同様とする。

(応急手当普及員再講習受講申請等)

第22条 応急手当普及員再講習を受講しようとする者は、応急手当指導員・応急手当普及員再講習受講申請書（第13号様式）により申請するものとする。

2 消防長は、前項の再講習を受講した者について、応急手当普及員名簿に必様な事項を記録しておくものとする。

(修了証等の再交付)

第23条 普通救命講習修了証又は上級救命講習修了証の再交付を受けようとする者は、救命講習修了証再交付申請書（第17号様式）により申請するものとする。

2 応急手当指導員認定証又は応急手当普及員認定証の再交付を受けようとする

る者は、応急手当認定証再交付申請書（第18号様式）により申請するものとする。

3 消防長は、前2項に基づき再交付をした場合、それぞれの名簿に必要な事項を記録しておくものとする。

（認定の取消し）

第24条 消防長は、応急手当指導員及び応急手当普及員（以下「応急手当指導員等」という。）が応急手当指導員等としてふさわしくない行為を行ったときは、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消しを決定したときは、応急手当指導員等認定取消通知書（第19号様式）を送付するものとする。

（応急手当指導員等の責務）

第25条 応急手当指導員等は、住民に対する講習が計画的かつ効果的に行えるよう、応急手当に関する知識、技術、指導方法等について常に研鑽に努めるものとする。

2 消防長は、応急手当指導員等に対し、応急手当の知識及び技術の維持並びに救急医療の進歩に合わせた応急手当の普及及び指導に十分対応できるよう、適宜再教育を行うよう配慮するものとする。

3 消防長は、事業所及び防災組織等が応急手当の講習を行う場合に、応急手当普及員に対し講習内容、講習方法等について必要な助言を与え、当該講習が適正に行われるよう指導するものとする。

（普及啓発用資機材の整備）

第26条 消防長は、管内の実情に応じ応急手当の普及啓発活動に必要な蘇生訓練用人形、訓練用自動体外式除細動器、指導用ビデオ等普及啓発用資機材の計画的な整備に努めるものとする。

（感染防止の配慮）

第27条 消防長は、住民に対する応急手当の講習の実施に当たっては、応急手当を行う場合に係る感染防止の留意事項についても指導を行うものとする。また、心肺蘇生法の実技実習を行う場合には、蘇生訓練用人形の消毒、滅菌等の措置を行うものとする。

（関係機関との連携）

第28条 消防長は、住民に対する応急手当の普及啓発活動を効果的に行えるよう、応急手当の普及業務を実施している他の関係機関との連携協力に努めるものとする。

(委任)

第29条 この要綱に定めるもののほか、応急手当の普及啓発活動の推進に関し必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この訓は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月16日消防本部訓第3号)

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

普通救命講習 I

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項 目		細 目		時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等		15
救命に必要な 応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
	指導者による使用法の呈示			
	AEDの実技要領			
異物除去法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法		直接圧迫止血法	180	
合計時間				180

備考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
----	-------------------------

別表第1の2（第4条関係）

普通救命講習Ⅱ

1 到達目標	1 心肺蘇生法（主に成人を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。 4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。

項 目	細 目	時間 (分)		
応急手当の重要性	応急手当の目的、必要性（心停止の予防等を含む）等	15		
救命に必要な 応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報	165	
		胸骨圧迫要領		
		気道確保要領		
		口対口人工呼吸法		
		シナリオに対応した心肺蘇生法		
	AEDの 使用法	AEDの使用法（ビデオ等）		AEDの使用法（ビデオ等）
		指導者による使用法の呈示		指導者による使用法の呈示
		AEDの実技要領		AEDの実技要領
異物除去法	異物除去要領	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認	心肺蘇生法の効果確認		
止血法	直接圧迫止血法	直接圧迫止血法		
心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60		

	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価	
合計時間			240

備考	<p>1 普通救命講習Ⅱは、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象とすること。</p> <p>2 普通救命講習Ⅱで行う筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p> <p>3 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p>		
----	---	--	--

別表第1の3（第4条関係）

普通救命講習Ⅲ

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法（主に小児、乳児及び新生児を対象）を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を理解できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目		時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等		15
救命に必要な 応急手当（主 に小児、乳 児、新生児 に対する方 法）	心肺蘇生法	基本的 心肺蘇生法 （実技）	反応の確認、通報	165
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸報	
		シナリオに対応した心肺蘇生法		
		AEDの 使用法	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			AEDの実技要領	
異物除去 法	異物除去要領			
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法		直接圧迫止血法		
合計時間				180

備 考	2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。
-----	-------------------------

別表第2（第4条関係）

上級救命講習

1 到達目標	<p>1 心肺蘇生法を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できる。</p> <p>3 異物除去法及び大出血時の止血法を実施できる。</p> <p>4 傷病者管理法、副子固定法、熱傷の手当、搬送法を習得する。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 1クラスの受講者数の標準は、30人程度とする。</p> <p>3 訓練用資機材一式に対して受講者は5人以内とすることが望ましい。</p> <p>4 指導者1人に対して受講者は10人以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目		時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等		15
救命に必要な 応急手当（成人、小児、乳児、新生児に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報	285
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対口人工呼吸法	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		AEDの使用法（成人に対する方法）	AEDの使用法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
異物除去法	異物除去要領			

	効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法	直接圧迫止血法	
	心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）	知識の確認	60
	心肺蘇生法に関する実技の評価（実技試験）	シナリオを使用した実技の評価	
その他の 応急 手当	傷病者管理法	衣類の緊縛解除	120
		保温法	
		体位管理	
	外傷の手当要領	包帯法	
		副子固定法	
		熱傷の手当	
	搬送法	搬送の方法	
担架搬送法			
応急担架作成法			
合計時間			480

備考	<p>1 上級救命講習は、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者も対象とし、この場合、2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。</p> <p>2 筆記試験及び実技試験については、客観的評価を行い、原則として80%以上を理解できたことを合格の目安とすること。</p>
----	--

別表第3（第4条関係）

救命入門コース

1 到達目標	<p>1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項 目		細 目	時間 (分)
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90
救命に必要な 応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法（実技及び呈示）	
		反応の確認、通報	
		胸骨圧迫要領	
		気道確保要領	
		口対口人工呼吸法（呈示又は体験）	
	シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで		
	AEDの使用法	AEDの使用法（口頭又はビデオ等）	
		指導者による使用法の呈示	
AEDの実技要領			

別表第4（第8条関係）

応急手当指導員講習 I

項	目	時間（分）	
指導要領	指導技法	60	435
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	240	
	その他の応急手当の指導要領	90	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	45	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		45	
合計時間		480	

（注）・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第5（第8条関係）

応急手当指導員講習Ⅱ

項 目		時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）	60	480
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	240	840
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

（注）・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第6（第8条関係）

応急手当指導員講習Ⅲ

項	目	時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）	60	180
	救命に必要な応急手当の基礎実技	60	
	その他の応急手当の基礎実技	60	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	60	660
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	300	
	その他の応急手当の指導要領	180	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		960	

（注）・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。

・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第7（第13条関係）

応急手当指導員再講習

項	目	時間（分）
	救命に必要な応急手当の指導要領	120
	その他の応急手当の指導要領	120
	合計時間	240

備考	<p>本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。</p> <p>本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。</p>
----	---

（注）・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第8（第17条関係）

応急手当普及員講習Ⅰ

項	目	時間（分）	
基礎的な知識 技能	基礎知識（講義）	120	540
	救命に必要な応急手当の基礎実技	240	
	その他の応急手当の基礎実技	180	
指導要領	基礎医学・資機材の取扱い要領・指導技法	300	780
	救命に必要な応急手当の指導要領 （心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む）	360	
	各種手当の組み合わせ・応用の指導要領	120	
効果測定・指導内容に関する質疑への対応		120	
合計時間		1,440	

（注）・「基礎知識（講義）」とは、応急手当指導員（普及員）認定制度、応急手当の重要性、応急手当の対象者等に関する知識を意味する。

- ・「基礎医学」とは、解剖・生理学、感染防止を意味する。
- ・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。
- ・「その他の応急手当」とは、傷病者管理法、外傷の手当要領、搬送法を意味する。

別表第9（第17条関係）

応急手当普及員講習Ⅱ

項	目	時間（分）
指導要領	指導技法	60
	救命に必要な応急手当の指導要領 〔心肺蘇生法に関する知識の確認（筆記試験）、心肺蘇生法の指導に関する実技の評価（実技試験）を含む〕	180
合計時間		240

（注）・「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

- ・指導要領には、感染防止及び効果測定を含むものである。

別表第10（第21条関係）

応急手当普及員再講習

項	目	時間（分）
救命に必要な応急手当の指導要領		180
合計時間		180

備考	本講習は、応急手当指導技能の維持・向上を図るものである。 本講習においては、指導実技を実施させ、手順・要領が誤っているものについて重点指導する。また、想定課題に基づく指導要領について展示指導させ、誤っている部分について修正指導を行う。
----	--

（注）「救命に必要な応急手当」とは、心肺蘇生法、止血法（感染防止を含む）を意味する。

第1号様式（第5条関係）

普及講習受講申請書

年 月 日	
(宛先) 津市消防長	
申請者 氏 名	
講習種別	普通救命講習 (I・II・III) 上級救命講習
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日生
住所 電 話	Tel ()
勤 務 先	
名 称	
所 在 地	
電 話	Tel ()
備 考	前回終了年月日 年 月 日 認定番号 号
※ 受付欄	
※ 処理欄	

(注) 1 再講習の場合は、備考欄に前回の修了年月日及び番号を記入してください。

2 ※の欄は、記入しないでください。

第1号様式の2（第5条関係）

救命入門コース受講申請書

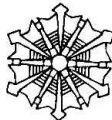
年 月 日	
(宛先) 津市消防長	
申請者 氏 名	
ふりがな 氏 名	
生 年 月 日	年 月 日生
住 所 電 話	TEL ()
勤 務 先	
名 称	
所 在 地 電 話	TEL ()
備 考	
※ 受付欄	※ 処理欄

(注) ※の欄は、記入しないでください。

第2号様式（その3）（第6条関係）

普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普通救命講習修了証	第	号
氏 名		
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。		
年 月 日		
津市消防本部 消防長		

			
普通救命講習修了証			
津市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
年 月 日受講	印	年 月 日受講	印

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第2号様式の2（その1）（第6条関係）

普通救命講習Ⅰ修了証の様式

<p>普通救命講習修了証</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、普通救命講習Ⅰを修了し、救命技能を有することを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>津市消防本部 消防長 講習指導担当者 応急手当普及員</p>
--

 <p>普通救命講習修了証</p> <p>津市消防本部</p> <p>再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）</p> <table border="1"><tr><td>年 月 日受講</td><td>印</td><td>年 月 日受講</td><td>印</td></tr></table>	年 月 日受講	印	年 月 日受講	印
年 月 日受講	印	年 月 日受講	印	

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第2号様式の2（その2）（第6条関係）

普通救命講習Ⅱ修了証の様式

<p>普通救命講習修了証 第 号</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、普通救命講習Ⅱを修了し、救命技能を有することを認定します。</p> <p>年 月 日</p> <p>津市消防本部 消防長 講習指導担当者 応急手当普及員</p>
--

 <p>普通救命講習修了証</p> <p>津市消防本部</p> <p>再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）</p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">年 月 日受講</td><td style="text-align: center;">印</td><td style="text-align: center;">年 月 日受講</td><td style="text-align: center;">印</td></tr></table>	年 月 日受講	印	年 月 日受講	印
年 月 日受講	印	年 月 日受講	印	

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第2号様式の2（その3）（第6条関係）

普通救命講習Ⅲ修了証の様式

普通救命講習修了証	第	号
氏 名		
上記の者は、普通救命講習Ⅲを修了し、救命技能を有することを認定します。		
年 月 日		
津市消防本部 消防長 講習指導担当者 応急手当普及員		

			
普通救命講習修了証			
津市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
年 月 日受講	印	年 月 日受講	印

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第3号様式（第6条関係）

上級救命講習修了証の様式

上級救命講習修了証	第	号
氏 名		
上記の者は、上級救命講習を修了し、救命技能を有することを認定します。		
年 月 日		
津市消防本部 消防長		


			
上級救命講習修了証			
津市消防本部			
再講習受講の記録（救命技能を忘れることなく維持向上させるため、2年から3年間隔で定期的に講習を受けてください。）			
年 月 日受講	印	年 月 日受講	印

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第6号様式（第6条関係）

救命入門コース参加証の様式

救命入門コース参加証	第	号
氏 名		
上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。		
年	月	日
※次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！		
津市消防本部		


救命入門コース参加証
津市消防本部

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第7号様式（第8条関係）

津市（記号番号）
年 月 日

〇〇消防長 様

津市消防長 （氏 名） 印

応急手当指導員の認定について（通知）

このことについて、下記の者を津市消防応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、応急手当指導員として認定しましたので通知します。

記

1 所 属

2 住 所

3 氏 名

4 生年月日 年 月 日生

5 修了証交付年月日 年 月 日

応急手当指導員講習受講申請書

年 月 日	
(宛先) 津市消防長	
申請者 氏 名 ㊟	
津市消防応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、応急手当指導員講習の受講を申請いたします。	
講習種別	応急手当指導員講習Ⅰ 応急手当指導員講習Ⅱ 応急手当指導員講習Ⅲ
受 講 者	ふりがな 氏 名
	生年月日
	住 所 電 話
	所 属 (職業)
	現 職 名
※ 受付欄	
※ 処理欄	
受講番号	

- (注) 1 所属欄には、消防本部(団)に所属している者はその名称を、それ以外の者は事業所名を記入してください。
- 2 現職名は、現在の役職名を具体的に記入してください。
- 3 応急手当指導員講習Ⅰを受講する者は、救急救命士免許証の写し又は救急業務に関する講習課程のうちⅠ課程・Ⅱ課程・標準課程の修了証(最終修了)の写しを添付してください。
- 4 応急手当指導員講習Ⅲを受講する者は、応急手当普及員認定証の写しを添付してください。
- 5 ※の欄は、記入しないでください。

第10号様式（第11条、第19条関係）

応急手当指導員・応急手当普及員認定証交付申請書

年 月 日	
(宛先) 津市消防長	
申請者 氏 名 ㊟	
申請区分	応急手当指導員認定証 応急手当普及員認定証
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日生
住 所 電 話	TEL ()
応急手当 指 導 に 関する資格	
勤 務 先 等	
備 考	
※ 受付欄	
※ 処理欄	

(注) ※の欄は、記入しないでください。

第11号様式（第12条関係）

応急手当指導員名簿

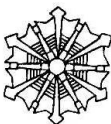
番号	氏名	職（団）員・ 非職（団）員 の別	職（団）員の場合は階級等 職（団）員以外の場合は住所	生年月日	認定 番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	指導員講 習受講日	再交付 年月日	再講習 年月日	備考

- (注) 1 この名簿は、応急手当指導員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、要綱第8条の該当する資格要件の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急資格に関するものを記載すること。

第12号様式（その1）（第12条関係）

応急手当指導員認定証の様式（消防職員（団）員用）

応急手当指導員認定証	第	号
氏 名		
上記の者を応急手当指導員として認定します。		
年	月	日
津市消防本部 消防長		


応急手当指導員認定証
津市消防本部

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第12号様式（その2）（第12条関係）

応急手当指導員認定証の様式（消防職員（団）員以外の者用）

<p>応急手当指導員認定証</p>	<p>第</p>	<p>号</p>
<p>氏 名</p>		
<p>上記の者を応急手当指導員として認定します。</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>津市消防本部 消防長</p>		
<p>本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。</p>		

			
<p>応急手当指導員認定証</p>			
<p>津市消防本部</p>			
<p>再講習受講の記録</p>			
<p>年 月 日 受講</p>	<p>印</p>	<p>年 月 日 受講</p>	<p>印</p>

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第13号様式（第14条、第22条関係）

応急手当指導員・応急手当普及員再講習受講申請書

年 月 日	
(宛先) 津市消防長	
申請者 氏 名 ㊟	
申請区分	応急手当指導員認定証 応急手当普及員認定証
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日生
住 所 電 話	Tel ()
勤務先等	
前回の講習 修 了	年 月 日
	第 号
備 考	
※ 受付欄	※ 処理欄

(注) ※の欄は、記入しないでください。

第14号様式（第18条関係）

応急手当普及員講習受講申請書

		年 月 日
(宛先) 津市消防長		
		申請者 氏 名 ㊟
津市消防応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱に基づき、応急手当普及員の受講申請をいたします。		
講習種別	応急手当普及員講習Ⅰ	応急手当普及員講習Ⅱ
受 講 者	ふりがな 氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	住所 電 話	Tel ()
	所 属 (職 業)	
	現 職 名	
※ 受付欄		※ 処理欄
		受講番号

- (注) 1 所属欄には、消防本部に所属している者はその名称を、それ以外の者は事業所名を記入してください。
- 2 現職名は、現在の役職名を具体的に記入してください。
- 3 応急手当普及員講習Ⅱを受講する者は、救急救命士免許証の写し若しくは救急業務に関する講習課程のうちⅠ課程・Ⅱ課程・標準課程の修了証（最終修了）の写し又は、応急手当指導員認定証の写しを添付してください。
- 4 ※の欄は、記入しないでください。

第15号様式（第20条関係）

応急手当普及員名簿

番号	氏名	職（団）員の場合は階級等 職（団）員以外の場合は住所	生年月日	認定 番号	認定証交 付年月日	資格基準 講習種別	普及員講 習受講日	再交付 年月日	再講習 年月日	備考

- (注) 1 この名簿は、応急手当普及員を認定する都度記載すること。
- 2 「資格基準講習種別」欄は、要綱第17条の該当する資格要件の番号を記載すること。
- 3 「備考」欄は、救急研修等、救急資格に関するものを記載すること。

第16号様式（第20条関係）

応急手当普及員認定証の様式

応急手当普及員認定証	第	号
氏 名		
上記の者を応急手当普及員として認定します。		
年 月 日		
津市消防本部 消防長		
本証は、発行日から3年間有効です。 ただし、再講習を受講した場合は、受講日から3年間有効です。		

			
応急手当普及員認定証			
津市消防本部			
再講習受講の記録			
年 月 日受講	印	年 月 日受講	印

認定証の大きさは縦54mm横86mmとする。

第17号様式（第23条関係）

救命講習修了証再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市消防長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

区 分	修了証・認定証番号	交付年月日	認 定 者
<input type="checkbox"/> 普通救命講習Ⅰ <input type="checkbox"/> 普通救命講習Ⅱ <input type="checkbox"/> 普通救命講習Ⅲ <input type="checkbox"/> 上級救命講習	第 号	年 月 日	
理 由	紛失 汚損 破損 その他（ ）		
事業所等の名称 （防災組織） 所在地・電話	Tel （ ）		
申請者の 職務上の地位			
備 考			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- （注） 1 ※の欄には、記入しないでください。
2 再交付を希望する区分の□内にレ印を記入してください。
3 紛失以外の方は、修了証及び認定証を持参してください。

第18号様式（第23条関係）

応急手当認定証再交付申請書

年 月 日

（宛先）津市消防長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号

区 分	認定証番号	交付年月日	認 定 者
<input type="checkbox"/> 応急手当指導員 <input type="checkbox"/> 応急手当普及員	第 号	年 月 日	
理 由	紛失 汚損 破損 その他（ ）		
事業所等の名称 （防災組織） 所在地・電話	Tel （ ）		
申請者の 職務上の地位			
備 考			
※ 受付欄		※ 経過欄	

- （注） 1 ※の欄には、記入しないでください。
 2 再交付を希望する区分の□内にレ印を記入してください。
 3 紛失以外の方は、認定証を持参してください。

第19号様式（第24条関係）

応急手当指導員等認定取消通知書

津市（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市消防長 （氏 名） 印

年 月 日付けで認定した応急手当（指導員・普及員）については、津市消防応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱第24条の規定に基づき、下記のとおり認定を取り消します。

記

1 取消しの理由

2 取消年月日